

## 2. 用語説明

---

### か行

---

#### 【基幹相談支援センター】

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる総合的な相談支援を行います。

#### 【北見市交通バリアフリー基本構想】

ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの考え方も含め、「誰もが安心して歩ける環境づくり」をめざして、交通面のバリアフリーを図ることを目的とした計画です。

#### 【北見市住宅マスタープラン】

地域の住宅事情や住宅ニーズからくる課題を整理するとともに、関連計画との連携を図りながら総合的な住宅施策を展開するための目標や方針を設定し、具体的な展開方法と重点的に推進する施策を定めた計画です。

#### 【北見市障がい者支援ネットワーク】

障がいのある人の地域生活を支援する環境とシステムづくりを進めることを目的に、学識経験者、障がい当事者や関係機関・団体の代表者で構成する組織となっており、障がい福祉計画の策定委員会機能を有しています。

#### 【北見市地域福祉計画】

市民の誰もが「障がいの有無や性、年齢に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して生き生きと暮らせる社会」を築いていくため、地域の福祉ビジョンや具体的な行動を盛り込んだ福祉の総合計画です。

#### 【北見市ふれあい広場】

北見市で開催される福祉イベントで、障がいのある人、高齢者、児童などをはじめ、すべての人が心から楽しく交流できる催しを通して、ノーマライゼーションの理解と普及を図ることを目的としています。福祉団体や関係者などで組織する実行委員会が開催主体です。

このイベントでは、点訳・朗読・手話・車いす試乗・ガイドヘルプなどの体験や福祉施設や各種作業所などで作成された作品の展示・販売などが行われます。

#### 【矯正施設等】

犯罪を行った者や非行のある少年を収容し、改善更生のための矯正処遇を行う、刑務所などの施設です。

## 【共生社会】

多様な価値観や文化を認め合う社会であり、障がいの有無だけでなく、男性も女性も子どもたちもお年寄りも、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加できる創造的で豊かな社会のことです。

## 【グループホーム（共同生活援助）】

障がいのある人が、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談、食事や入浴の介護や支援を受けることができます。

## 【合理的配慮】

合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、必要な配慮のことです。

# さ行

---

## 【就労移行支援】

障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの一つで、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

## 【就労継続支援A型】

障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの一つで、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、雇用契約を結び、原則最低賃金得を保障する雇用型のサービスとなります。

生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などが行われます。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

## 【就労継続支援B型】

障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの一つで、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会や生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

雇用契約を結ばず、作業分だけ工賃としてもらう、非雇用型のサービスとなります。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援A型や一般就労への移行をめざします。

### 【障害者差別解消支援地域協議会】

障がいを理由とする差別に関する相談や、相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う協議会です。

### 【障がい者相談支援センター】

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他障害福祉サービスの利用についての援助や調整を行うことを目的に、北見市が相談支援事業所に委託して設置しています。

### 【ジョブコーチ】

障がいのある人が職場に適応し定着できるよう、職場などに出向いて直接支援する職場適応援助者のことです。障がいのある人や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。

### 【自立支援医療】

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度をいい、更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類があります。

### 【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた障がいがあると判定された人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付されます。

### 【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付されます。

### 【成年後見制度】

認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な方が、財産管理（預貯金の管理、遺産分割など）や身上監護（福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所など）についての契約などの法律行為をするときに、本人の意思をできる限り活かしながら、権利と財産を守り、支援する制度のことです。

## た行

---

### 【短期入所】

施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

### 【地域福祉】

すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を、身近な地域を基盤として包み込み、ともに支え、助け合う仕組みのことです。

### 【特別支援教育】

障がいのある児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育を通じて必要な支援を行うことです。

## な行

---

### 【日常生活自立支援事業】

認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を営むことを支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業のことです。

### 【ノーマライゼーション】

障がいのある人や高齢者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿で他の人と同じように生活し、活動することのできる社会をめざすという考え方（理念）のことです。

## は行

---

### 【バリアフリー】

障がいのある人、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味で用いられています。

### 【福祉的就労の場】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が福祉的な支援を受けながら自立に必要な作業訓練を行ったり、活動などを通じた社会参加を支援する事業所などです。

### 【福祉避難所】

災害時に、一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がいのある人等の要配慮者が、安心して避難生活を送ることができる体制を整備した避難所のことです。

北見市では、福祉避難所は災害時において指定避難所での避難所生活が長期化する恐れがあるときに開設される二次避難所です。

### 【包容（インクルージョン）】

教育及び福祉の分野では障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すという考え方（理念）として捉えられています。

### 【北海道精神障がい者地域生活支援センター】

精神科病院への支援、ピアサポーターの登録・活用のほか、地域移行等に必要な関係機関との包括的な連絡調整を行うことを目的に北海道が各圏域別に地域の相談支援事業所に委託して設置しています。

## ま行

---

### 【ミント宅配便】

北見市教育委員会が実施する、出前講座の愛称です。市民のみなさまが知りたいこと、聞きたいことを「市民編」「行政編」の各メニューから選んでいただき、講師が出向いて説明し、生涯学習のお手伝いをするものです。「市民編」の講師は、市に登録された市民講師が務めています。

## や行

---

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がい、国籍など、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくりなどめざす考え方です。

## ら行

---

### 【療育手帳】

知的障がいのある人に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により児童相談所又は知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき北海道知事が交付決定します。